

配慮申請に関するご説明

— 修学サポートを受けるうえでの注意事項 —

提出が必要な書類について

合理的配慮の申請には、障害や病気などの根拠となる書類が必要です。以下の書類をご準備ください。

- (1) 配慮申請書(必須)
- (2) 医師の診断書(原則)
 - ・発行から3か月以内のものをご提出ください。
 - ・書式の指定はありませんが、以下の内容が含まれていることが望ましいです。
 - ◎医師の所見(詳しい状態)
 - ◎「合理的配慮を要する」との記載
- (3) 障害者手帳・療育手帳のコピー(任意)
 - ・お持ちの方はご提出ください。
 - ・手帳のみでは申請できません。医師の診断書が原則必要です。

🔍 補足: 医師の診断書についての注意

- ・学生本人および保証人(保護者)の同意のうえでご提出ください。
- ・診断名および診断内容は、学生本人に告知済みであることが前提です。
- ・診断書は、申請の根拠資料であり、記載されたすべての支援が必ず受けられるとは限りません。
- ・学生本人の希望と医師の見解をもとに、大学が提供可能な支援を個別に検討します。
- ・一度提出した診断書は、卒業まで有効です。ただし、配慮内容の変更が必要な場合には、再提出をお願いすることがあります。

合理的配慮の範囲について

合理的配慮は、「すべての希望を叶える制度」ではありません。大学の教育体制や、他の学生との公平性を損なわない範囲で実施されます。

✖ 対象外となる主な例

- ・授業内容そのものの変更
- ・特別な評価基準の適用
- ・他の学生との公平性を損なう支援
- ・大学職員による個別の付き添いや介助
- ・建物の構造変更(例:エレベーターの新設など)

その他の注意点

- ・合理的配慮は、単位取得や成績の保証を目的とした制度ではありません。
- ・障がいや病気による欠席は、公欠扱いにはなりません。
- ・過去にさかのぼっての配慮（例：診断前の欠席・成績見直し）はできません。
- ・合理的配慮は、「優遇措置」ではなく、他の学生と同じ教育を受ける権利を保障する制度です。
- ・成績評価は、配慮を行った上で、原則として他の学生と同じ基準で実施されます。